

健康保険料に係る延滞金の割合の特例について（お知らせ）

健康保険料に係る延滞金の割合については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）附則第 9 条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定に基づくこととされており、同項に規定する財務大臣が告示する割合については、平成 30 年 12 月 12 日付け財務省告示第 336 号において 0.6 パーセントとされたため、平成 31 年における特例基準割合は 1.6 パーセントとなります。

このため、平成 31 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合について、納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については年 2.6 パーセントとし、納期限の翌日から三月を経過する日の翌日以後については年 8.9 パーセントとします。

（参考）

健康保険料に係る延滞金の割合の特例について

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 64 号)」が平成 26 年 6 月 11 日に公布されました。

本法律のなかで、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の一部が改正され、健康保険料に係る延滞金の割合の特例について、平成 27 年 1 月 1 日から施行されることになりました。

1 制度の概要

滞納した健康保険料に係る延滞金の割合については、健康保険法附則第 9 条の規定による延滞金の割合の特例により、当分の間、各年の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する特例基準割合（各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が 1 年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を 1.2 で除して計算した割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 パーセントの割合を加算した割合）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合については当該特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合については当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントを超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。

2 対象となる延滞金

前記延滞金の割合は、法施行日（平成 27 年 1 月 1 日）以後の滞納期間に対応する延滞金を算出するにあたって適用するものとし、同日前の滞納期間に対応する延滞金の算出にあたっては、なお従前の例によることとします。